

全柔連発第 30-0092 号
平成 30 年 4 月 17 日

都道府県柔道連盟（協会）会長・安全指導員各位

重大事故総合対策委員会

委員長 磯村 元信

安全で正しい柔道の普及に向けて

～「絞め落とす」「マイッタをしても絞め続ける」等の行為の根絶～

平素より、当連盟事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当連盟では、かねてより柔道事故防止のための啓発活動と共に都道府県柔道連盟（協会）の安全指導員の連携・協力をお願いしているところであります。

今回のお願いは、指導者の偏った経験則に基づく不適切な指導、暴力的な指導の根絶にかかるものです。特に、寝技の練習において、絞技の「絞め落とす」「マイッタをしても絞め続ける」等の行為を根絶することについてです。こうした行為を指導者が看過する風潮が暴力的な指導の温床となります。「絞め落とす」「マイッタをしても絞め続ける」等の行為は一般的、社会通念的な見地からも暴力以外の何物でもありません。指導者が生徒を絞め落としたことで刑事事件に発展した事例もあります。絞技で「落とすことはしない、させない」等の暴力的な行為の根絶に向けて特段のご協力をお願い申し上げます。

なお、絞め落とす行為の禁止の根拠として 3 点あげます。

1 点目は、全柔連で発行している「柔道の安全指導」に「練習中に絞技で意識を失わせる（落とす）ことはしてはいけません。」(P12) と明記されています。絞技の行為で訴訟になった場合、この文言が判決の根拠となります。

2 点目は、絞技で絞め落とされ、その後、意識がもうろうとした状態で投げられ頭部を強打して重大事故となった事例が発生しています。

3 点目は、世界カデ選手権（17 歳以下）では、「絞めで落ちたときは次の試合に出られない。」とルールで定められています。国際的な見識に立っても絞技で落ちる、絞め落とす等は危険行為として重大視されていることを是非ご理解頂き、暴力的な行為や指導の根絶に向け、指導者の意識改革を含めた啓発・啓蒙にご協力をお願い致します。